

## 男性労働者の育児休業等取得率の公表

公表日 令和7年6月30日

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づき、公表日の属する事業年度の直前の事業年度における男性労働者の育児休業等取得率について、次のとおり公表します。

- 令和6年度（事業年度：令和6年4月1日～令和7年3月31日）
- 男性労働者の育児休業等と育児目的休暇の取得割合：50%